

新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託に係る提案募集要項

新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託に関する契約を締結するに当たり、業務を行う最適な事業者を選定するため、下記のとおり提案を募集します。

記

1 業務目的

本区では、南北方向の移動利便性向上及び沿線地域をはじめとした区全体のまちの活性化のため、JR新金貨物線の複線用線路用地を活用して旅客車両の専用道路を整備することにより、南北の基幹交通ネットワークを構築することとしている。

本業務では、区で定めた整備構想やこれまで検討してきた内容を基に、都市計画決定や社会資本整備総合交付金等補助金の申請などを視野に入れ、開業までの効果的・効率的なスケジュールを立てた上で、

- (1) 現段階で必要な調査や設計
 - (2) 設計、運行計画、都市計画決定、補助金申請などに係る国や東京都、警視庁、JR東日本、バス事業者などの関係機関との協議
 - (3) 事業化計画素案の策定
- を行うことを目的とする。

2 業務内容

- (1) 件名 : 新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託
- (2) 業務対象区域 : 葛飾区東新小岩一丁目 18 番先から葛飾区東金町一丁目 45 番先まで
- (3) 内容 : 別紙 1「新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託 業務内容（案）」及び別紙2「交差部位置図」のとおり

3 履行期間

令和 8 年 4 月上旬から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 提案限度価格

令和 8 年度 130,306,000 円

令和 9 年度 79,365,000 円

合 計 209,671,000 円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和 9 年度は債務負担行為設定をしている。

なお、令和 8 年 3 月区議会において審議される予算の成立を条件とする。

5 参加資格

提案書の提出者は、次の要件をすべて満たすものとする。なお、提案者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。
- (4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 令和7年度までの過去10年間に、以下に示す全ての業務実績を有すること。
- ①BRT、LRT、AGT、モノレール及び鉄道の導入に関する検討に係る業務を元請として完了した実績
- ②鉄道路線に近接する又は鉄道事業者との協議を要する道路の新設に関する道路予備又は道路詳細設計業務を元請として完了した実績
- ③河川を跨ぐ橋梁の新設又は架替えに関する橋梁予備又は橋梁詳細設計業務を元請として完了した実績
- (6) 配置予定技術者については、以下の技術者を配置できること。
- ア　主任技術者は、以下に示すいずれかの技術資格条件を満たし、且つ、以下に示す業務実績を有すること
- 【技術資格】
- ①技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ②RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 【業務実績】
- 5の（5）に示す①の業務実績を有すること。
- イ　照査技術者は、以下に示すいずれかの技術資格条件を満たし、且つ、以下に示す業務実績を有すること
- 【技術資格】
- ①技術士（建設部門：道路又は、鋼構造及びコンクリートのいずれか）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ②RCCM（道路又は、鋼構造及びコンクリートのいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 【業務実績】
- 5の（5）に示す②③の業務実績のいずれかを有すること。
- ウ　担当技術者1（計画）は、以下に示す①又は②のいずれかの技術資格条件を満たし、5の（5）に示す①の業務実績を有する者を1名以上配置すること。
- 担当技術者2（道路）は、以下に示す③又は④のいずれかの技術資格条件を満たし、5の（5）に示す②の業務実績を有する者を1名以上配置すること。
- 担当技術者3（橋梁）は、以下に示す⑤又は⑥のいずれかの技術資格条件を満たし、5の（5）に示す③の業務実績を有する者を1名以上配置すること。
- 【技術資格】
- ①技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

③技術士（建設部門：道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

④RCCM（道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⑤技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⑥RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

※主任技術者、照査技術者、担当技術者については、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（在籍出向者や派遣社員、臨時社員、契約社員等は認めない）とすること。また、主任技術者、照査技術者、担当技術者1～3はそれぞれ兼ねることはできない。

（7）令和8年1月9日時点において、過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況ないこと。

（8）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 参加受付

（1）受付期間

令和8年1月9日（金）～令和8年1月30日（金）午後4時必着

（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時45分から午後4時まで）

（2）提出書類など

ア 参加申込書 (様式1)

イ 業務実績一覧 (様式2)

ウ 担当者経験一覧 (様式3)

エ イ及びウの業務実績を確認できる資料（契約書、TECRIS、業務計画書等）の写し

オ ウの担当者が所有する資格を確認できる登録等証明書などの写し

カ 実施体制 (様式4)

キ 財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直近3年分

※ イ、ウは、「5 参加資格」の対象となる実績、資格を全て記載すること。また、全頁数及び各頁番号を記載すること。

※ イは、別紙3「評価基準一表1」に記載している内容を確認の上、評価に必要となる実績を記載すること。

※ ウは、本業務に従事予定の者をすべて記載し、担当役割（主任技術者・照査技術者・担当技術者1～3、補助技術者）がわかるよう明記すること。

※ エは、実績業務件名及び資料名を記載した一覧表を表紙としてつけること。

※ カは、再委託をする場合、その業務内容を記載すること。

（3）提出先、方法

提出するものは、紙（正副2部）及び電子データ（CD-R又はDVD1部）とする。

提出先及び電子データの送付先は、「17 提出先・問い合わせ先」に記載の宛先とする。方法は、持参、郵送のいずれも可とするが以下に留意すること。

- ※ 持参の場合、必ず提出日前日の午後4時までに区担当者あてに電話し、持参日時を予約すること（予約のない場合は受け付けない）。
- ※ 郵送の場合、記録が残る方法とし、受付期間内に到着したもののみ受け付ける。

7 提案書提出者の選定（第一次選考）

審査方法及び選出社数、結果の通知については以下の（1）～（4）とする。

- (1) 提出書類による参加資格の確認。
- (2) 別紙3「評価基準一表1」により5社程度を選出。
- (3) 一次選考結果は、全申込者に令和8年2月5日（木）までに自己の結果のみを電子メールにて通知する。参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載する。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。

8 提案書の提出

- (1) 受付期間

令和8年2月6日（金）～令和8年2月27日（金）午後4時必着

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時45分から午後4時まで）

- (2) 提出書類

以下の書類に表紙（業務件名、目次）を付け提出する。本文及び図表のフォントサイズは10.5ポイント以上、頁番号を記載すること。

ア 提案書 正本 1部

A4判（縦）両面印刷・左綴じ、15頁以内とする（見積書除く）

イ 提案書 副本（社名等会社が特定される表記が無いもの） 12部

A4判（縦）両面印刷・左綴じ、15頁以内とする（見積書除く）

ウ プレゼンテーション時にパワーポイント等を使用する場合は「11（3）」による

る

- (3) 提出先、方法

提出するものは、（2）ア及びイの紙及び電子データ（CD-R又はDVD1部）とし、ウによる場合は、別に紙及び電子データとする。

提出先、方法については、「6 参加受付（3）」と同様とする。

- (4) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

9 提案書の提案内容

以下の特定テーマについて提案書を作成すること。業務の考え方は「新金線を活用した新たな交通システム整備構想案」等（15 その他の留意事項（12）（13）参照）に基づいたものとすること。業務内容は別紙1「新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託 業務内容（案）」及び別紙2「交差部位置図」を想定している。追加提案は、地形、環境、地域特性などの与条件が適切に考慮され、実現性があり、且つ創意工夫がなされた提案とすること。ただし、提案は選考要素の一つであり、本委託で採用されるとは限らない。

提案書はこれまでの経験を基に自由に記載することとし、様式等は定めないが、記載内容が、以下（1）～（5）のどれに該当するのかを明示すること。追加提案は、追加提案であることと、以下（1）～（4）のどれに該当するのかを明示すること。

本業務を完遂するにあたっての取組方針及び課題と類似業務実績を活かした解決策を記載すること。

（1）事業化工程の整理

これまでの区の検討や作成図書、調査結果等の内容、令和8年度から実施する調査を踏まえた設計、施設計画、運行計画、事業計画、各種手続き、事業運営体制の構築、工事施工など、段階整備構想ルートによる開業までの工程表を作成し、課題の整理を行うこと。

（2）事業化計画素案策定支援

事業化計画素案の策定に向けて、必要となる項目を整理し、項目ごとに想定される課題とそれに対する解決策について記載すること。以下の項目については必ず含めること。

ア 施設計画：道路や駅の整備手法、交差点交通処理方法、駅配置、駅構造など
なお、将来的な複線用地を活用した全線専用道化に向けての課題
と対応策についても検討する（金町駅への接続や国道6号との交差等）

イ 車両計画：車両調達の課題と対応策の検討、車両運用上の課題と対応策の検討、自動運転技術導入、クリーンエネルギー活用検討など

ウ 運行計画：運行本数や運行ダイヤ、駆数、定時性・速達性向上策の検討など

エ 事業運営手法：運営方法、運営主体、資金計画、募集方法、運営体制の構築方法など

オ 事業計画：利用者数推計、自動車交通量推計、概算事業費、費用便益分析、採算性の確認など

カ トータルデザインコンセプトの課題と対応策の検討

：駅・車両・サイン等のデザインする項目の整理、選定方法など

キ 沿線まちづくりの方策の検討

：地域経済の活性化、人口流入策の検討など

整理した必要項目を踏まえ、設計業務といかに連動させるか、検討委員会等の検討体制、運営方法、各関係機関等との調整方法について記載すること。

（3）道路予備設計

本事業が活線近接施工となることを踏まえ、設計上の留意点について提案し、想定される課題とそれに対する解決策について記載すること。

なお、本事業で想定する事業用地に支障する鉄道施設を整理するため、令和8年度に、葛飾区から線路所有者であるJR東日本に調査を委託し、段階的に結果報告を受けながら設計に必要な諸条件を整理していくことを想定している。

（4）橋梁新設検討

既存の橋梁（橋台含む）に影響を与える前に新規に架橋することを前提に、現場特

性等を踏まえた橋梁形式検討及び評価の留意点について記載すること。なお、工期短縮及びコスト縮減を図るための方策を検討するにあたっての着眼点についても記載すること。

(5) 見積書

本業務の内容を踏まえ、見積書（見積額の内訳及び積算方法を明記）を作成すること。見積額は、提案限度価格の範囲内とし、超過した場合は優秀提案者に選定しない。さらに、見積書と別紙1「新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託 業務内容（案）」に大きな乖離があった場合も優秀提案者に選定しない。

10 質問の受付及び回答

(1) 提案書に係る質問は、質問書（様式5）に記入し、令和8年2月6日（金）から令和8年2月13日（金）午後1時（時間厳守）までに電子メールで行うこと。質問事項は簡潔に記載し、件名に「質問書（「業務件名」「社名」）」と記載すること。

※送付先は、「17 提出先・問い合わせ先」に記載のとおり。

(2) 電話での質問は応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合、区は質問者へ電話または電子メールで問い合わせをする。

(3) 質問事項の回答は、令和8年2月18日（水）までに全提案者に電子メールで通知する。

11 提案内容に関するプレゼンテーションの実施（第二次選考）

プレゼンテーションの実施

提案内容に関するプレゼンテーションを以下のとおり実施する。実施日時等の詳細については、提案者へ電子メールで通知する。

(1) 時間

約50分間（準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答25分程度）とする。

(2) 使用できる資料

プレゼンテーションは、事前に提出された「提案書」で行うものとし、提案書以外の資料配布、提案書への追記及び変更は一切認めない。また、プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等のアプリケーションの使用を可とする。プレゼンテーションに使用するプロジェクター（HDMI又はVGA端子）及びマイクは事務局が用意し、パソコン、プロジェクターに接続するコード等のその他必要な機材は、提案者が用意すること。

別紙3「評価基準－表2」について重点的に説明すること。

(3) パワーポイント等を使用する場合の資料提出

パワーポイント等を使用する場合、提案書と合わせて電子データ（CD-R又はDVD1部）と、スライド等のプレゼンテーション時に投影するものを印刷した紙（12部）を8（1）の受付期間内に提出すること。

提出されたデータは、プレゼンテーションの当日、事務局から提案者へ提供し、それを使用して発表すること。

(4) 参加人数

参加人数は5名以内とし、主任技術者及び本業務を主として担当する者の複数名が分担して説明してもよい。

(5) 注意事項

プレゼンテーションに使用するスライド等には、社名等会社が特定される表記が無いよう、十分に注意すること。

12 最優秀提案者の選定等

- (1) 提案内容等を別紙3「評価基準－表1、表2」により総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。
- (3) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面及び電子メールにて通知する。
- (4) 選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、評価結果等を含む）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表する。
- (5) 審査内容に対する問い合わせには、応じないものとする。

13 最優秀提案者の決定時期

令和8年3月中旬を予定。

14 契約の締結等

- (1) 新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託の契約については、最優秀提案者と締結する。
- (2) 契約時期は、令和8年4月上旬を予定。
- (3) 最優秀提案者が辞退または特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、12(2)で順位付けをした優秀提案者の順に契約交渉をする。
なお、契約を辞退したことにより、以降の選定、競争入札に不利益な取扱いを受けるものではない。

15 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が到着しなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提出書類は、返却しない。
- (4) 区は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出書類は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。
- (6) 提出された提案書の公開非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行ったうえで決定する。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 主任技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- (9) 提出書類や手続きに使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- (10) 質問書以外の質問については、一切応じられない。
- (11) 業務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）、葛飾区情報セキ

ュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順その他の関連法令等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。

(12) 本事業に関する過年度の調査検討に係る成果品（いずれも葛飾区のホームページで参照可能）を参考にすること。

- ・新金線旅客化検討委員会報告書（令和7年1月）
- ・新金線を活用した新たな交通システム整備構想案（別紙4）

(13) 以下の区の関連計画を参考にすること。

- ・葛飾区基本計画（令和3年8月）
- ・葛飾区公共交通網整備方針（令和元年5月）
- ・（仮称）葛飾区地域公共交通計画素案（令和7年11月）
- ・葛飾区都市計画マスターplan（令和5年12月）
- ・金町駅周辺地区まちづくりplan（令和3年6月）
- ・新小岩駅周辺地区まちづくりplan（令和5年4月）

16 提案者募集から業者選定までのスケジュール

1月 9日（金）	区ホームページで公表
1月 9日（金）～1月 30日（金）	参加申込受付期間
2月 5日（木）	提案書提出者決定通知（第一次選考）
2月 6日（金）～2月 13日（金）	質問受付期間
2月 16日（月）～2月 18日（水）	質問回答
2月 6日（金）～2月 27日（金）	提案書提出期間
3月 11日（水）（予定）	第二次選考（プレゼンテーション）
3月 13日（金）（予定）	第二次選考予備日
3月 中旬	選考結果通知

17 提出先・問い合わせ先

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

電話 03（5875）7986（直通） e-mail : 211500@city.katsushika.lg.jp

葛飾区都市整備部交通政策課 担当：新金線旅客化担当係 植前、大浦、佐野

(案)

新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託 業務内容

1 委託件名

新金線を活用した新交通事業化計画策定業務支援委託

2 委託期間

令和 8 年 4 月上旬～令和 10 年 3 月 31 日

3 目的

本区では、南北方向の移動利便性向上及び沿線地域をはじめとした区全体のまちの活性化のため、新金貨物線の複線用線路用地を活用して旅客車両の専用道路を整備することにより、南北の基幹交通ネットワークを構築することとしている。

本業務では、区で定めた整備構想やこれまで検討してきた内容を基に、都市計画決定や社会資本整備総合交付金等補助金の申請などを視野に入れ、開業までの効果的・効率的なスケジュールを立てた上で、

- (1) 現段階で必要な調査や設計
 - (2) 設計、運行計画、都市計画決定、補助金申請などに係る国や東京都、警視庁、JR 東日本、バス事業者などの関係機関との協議
 - (3) 事業化計画素案の策定
- を行うことを目的とする。

4 業務内容

【令和 8 年度】

(1) 事業化工程の整理

これまでの区の検討や作成図書、調査結果等の内容、令和 8 年度から実施する調査を踏まえた設計、施設計画、運行計画、事業計画、各種手続き、必要な事業運営体制の構築、工事施工など、段階整備構想ルートによる開業までの工程表を作成し、課題の整理を行うこと。

(2) 新金線を活用した新交通事業化計画の策定に向けた必要項目の整理

事業化計画の策定に向け、必要となる項目を整理する。以下の項目については必ず含めること。

- 1) 施設計画：道路や駅の整備手法、交差点交通処理方法、駅配置、駅構造など
なお、将来的な複線用地を活用した全線専用道化に向けての課題と対応策についても検討する（金町駅への接続や国道 6 号との交差等）
- 2) 車両計画：車両調達の課題と対応策の検討、車両運用上の課題と対応策の検討、自動運転技術導入、クリーンエネルギー活用検討など
- 3) 運行計画：運行本数や運行ダイヤ、駅数、定時性・速達性向上策の検討など
- 4) 事業運営手法：運営方法、運営主体、資金計画、募集方法、運営体制の構築方法など

5) 事業計画：利用者数推計、自動車交通量推計、概算事業費、費用便益分析、採算性の確認など

6) トータルデザインコンセプトの課題と対応策の検討

：選定方法、駅・車両・サイン等のデザインする項目の整理、選定方法など

7) 沿線まちづくりの方策検討：地域経済の活性化、人口流入策の検討など

(3) 新金線を活用した新交通事業化計画の策定に向けた検討支援

1) 新金線を活用した新交通事業化計画の項目ごとの検討支援

「4 業務内容【令和8年度】（2）」で整理した項目ごとに検討支援を行うこと。検討支援の際は「4 業務内容【令和8年度】（4）～（7）」の内容を踏まえること。ただし、利用者数推計と費用便益分析については、検討の方向性と考え方の整理までとし、数値の算出は実施不要とする。

2) 新金線を活用した新交通事業化計画策定委員会等の運営支援（会議運営、資料作成等）

庁内関係部署を委員とし、バス交通事業者等をオブザーバーとした新金線を活用した新交通事業化計画策定委員会と策定幹事会を開催し、説明資料の作成から印刷、会場運営、説明、会議録作成等を行う。委員会、幹事会の開催前には区と打合せ協議を行うこと。策定委員会等の開催回数は、令和8年度は各2回程度を想定している。ただし、この開催回数については提案内容を制約するものではない。

(4) 調査設計

1) 道路予備設計

本設計は、過年度に実施した道路概略設計等を基に、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートの中心線を決定することを目的とする。設計にあたっては、区と協力し、新金貨物線の財産保有者、運行事業者であるJR東日本及びJR貨物と調整を図ること。区が貸与する資料は、概略設計成果、地形図、測量成果を標準とする。

業務内容は以下のとおりとする。

①設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し設計業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

②現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。なお、測量、地質調査、交通量調査等の現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

③路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物（トンネル、

橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等) の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

④設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

(ア) 路線図

地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

(イ) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形（半径、緩和曲線パラメータ）、縦断線形要素（縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径）、構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等）の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

(ウ) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠）の位置（測点）、形式、基本寸法も表示するものとする。

(エ) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

(オ) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

(カ) 主要構造物計画図等

新金線の既存橋梁のうち江堀用水橋りょう、上一色架道橋、奥戸架道橋について、橋梁新設の実現性を検証するため、既存鉄道施設への影響を考慮した施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）の計画を行い、設計図作成と概算工事費算出を行うものとする。

設計図は、一般図を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか参照可能な既往の資料がある場合は、土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

⑤概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。なお、必要に応じて概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

2) 橋梁新設検討

JR 東日本が所有する、55 号線架道橋、中川放水路橋梁、放射 14 号架道橋について、それぞれの橋梁に影響を与える前に、隣接して新規に橋梁を建設する場合における橋梁予備設計と同程度の検討を行う。設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

業務内容は、以下のとおりとする。

①設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務計画書を作成し提出するものとする。

②現地踏査

受注者は、「4 業務内容【令和 8 年度】（4）1) ②現地踏査」と合わせて、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。なお、測量、地質調査、交通量調査等の現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

③設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

④橋梁形式比較案の選定案の検討

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案 3 案程度を選定するものとする。

⑤基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- (ア) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- (イ) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- (ウ) 経済性
- (エ) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- (オ) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

⑥設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。

下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

⑦設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

⑧関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用・説明用資料を作成するものとする。

⑨概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。

⑩橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

3) 交差点処理方法の検討

平面交差部となる 8 箇所（踏切部 6 箇所、一般道と専用道の切替部 2 箇所）について、新交通システムの定時性・速達性と周辺交通の安全性・円滑性を両立することを前提に、交通量調査結果等を基に、平面交差部 8 箇所における交差点処理方法を検討するものである。なお、全 8 箇所のうち 7 箇所は平面交差点と踏切が近接する形となる。

業務内容は以下のとおりとする。

①条件の整理

各平面交差部のそれぞれにおいて、交差点処理の基本的な考え方、規制パターン、交差点の課題抽出と対応策、誤侵入防止策などを提案し、検討の基となる条件を整理すること。また、立石大通り踏切については、交通量調査の結果を基に交差点の滞留長・渋滞長の分析を合わせて行う。

②平面・縦断・横断設計

①の結果に基づき、交差点形状について 3 案程度の比較案の検討と平面交差部付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何構造上について検討を行うこと。

③交差点容量・路面標示

交差点容量について貸与資料に基づき与えられた交通量（時間別・方向別）に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また、路面標示については右左折の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うこと。

④設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

（ア）平面図

（イ）縦断図

(ウ) 横断図

(5) 交通量推計

1) 設計条件

①現況から事業完了まで

2) 設計項目

①推計計画

周辺道路の自動車交通量推計に必要となる条件を整理し、解析までの計画を作成する。

3) 交通量推計

①設計条件をもとに、現況交通量推計により現況再現性を確保したうえで、将来交通量を3ケース推計する。推計するケースについては、契約後、区と協議の上、決定すること。

(6) 各関係機関との個別協議の実施支援

「4業務内容【令和8年度】(1)～(5)」の検討に当たり、各関係機関との個別協議に関する資料や議事録の作成等を行う。協議先は、JR 東日本、JR 貨物、バス事業者、国土交通省、東京都、警視庁、江戸川区等を想定している。

(7) 打合せ協議

業務着手時を含み、区と打合せ協議を4回程度行うこと。ただし、区が必要と認めたときは、適宜打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせを行った際には議事録を作成し、区の承認を受けること。

(8) 報告書の作成

令和8年度の調査検討内容について、要領よく取りまとめのうえ、報告書を作成すること。

【令和9年度】

(1) 新金線を活用した新交通事業化計画の策定に向けた検討支援

「4業務内容【令和8年度】(3)新金線を活用した新交通事業化計画の策定に向けた検討支援」の内容を引き続き行う。検討委員会等の開催回数は、令和9年度は各2回程度を想定している。ただし、この開催回数については提案内容を制約するものではない。

(2) 調査設計

「4業務内容【令和8年度】(4)設計」の内容を引き続き行う。

(3) 新金線を活用した新交通事業化計画策定素案の策定

新金線を活用した新交通事業化計画策定検討委員会等の内容を踏まえ、新金線を活用した新交通事業化計画素案の策定を行う。写真やイラスト等を用意し、わかりやすいものと

する。

(4) 各関係機関との個別協議の実施支援

「4業務内容【令和9年度】（1）～（3）」の検討に当たり、各関係機関との個別協議に関する資料や議事録の作成等を行う。協議先は、JR 東日本、JR 貨物、バス事業者、国土交通省、東京都、警視庁、江戸川区等を想定している。

(5) 打合せ協議

業務着手時を含み、区と打合せ協議を4回程度行うこと。ただし、区が必要と認めたときは、適宜打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせを行った際には議事録を作成し、区の承認を受けること。

(6) 報告書の作成

令和9年度の調査検討内容について、要領よく取りまとめのうえ、報告書を作成すること。

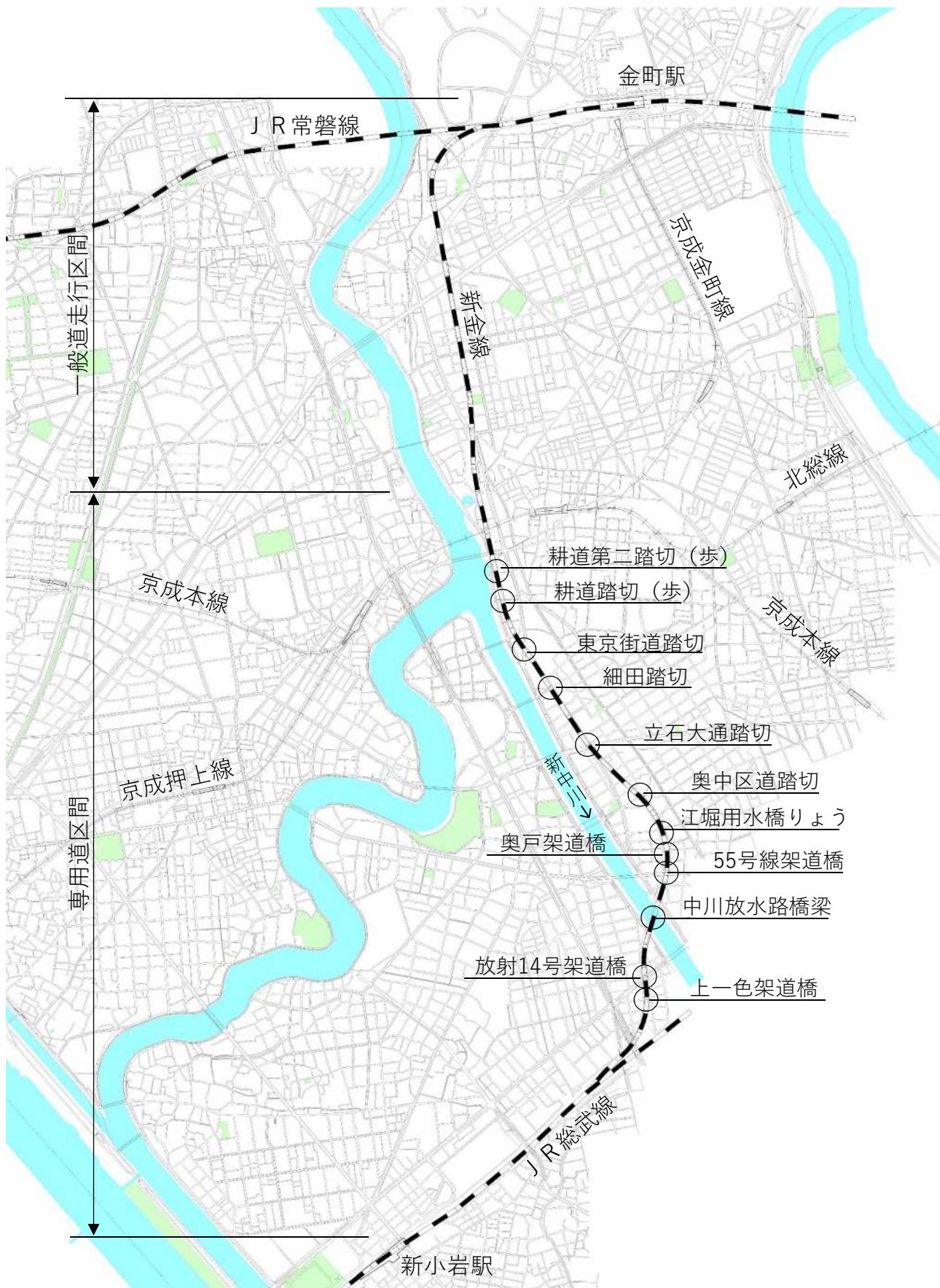
【貸与データ】

◆本委託に必要な過年度の調査報告書等の必要な資料について、葛飾区が作成し所管する文献等は区が貸与するが、区以外が所管する文献等は受注者が用意するものとする。また、業務終了後、受注者は貸与品を区へ遅滞なく返却するものとする。なお、区から貸与する既存資料は下記のとおりとする。

- ・葛飾区南北交通検討調査報告書（平成7年3月）
- ・新金貨物線旅客化に関する技術的検討調査報告書（平成16年3月）
- ・公共交通網構築に向けた調査検討委託報告書（平成29年3月）
- ・公共交通網構築に向けた調査検討委託報告書（その2）（平成31年3月）
- ・令和元年度新金貨物線旅客化に向けた調査検討委託（令和2年3月）
- ・令和2年度新金貨物線旅客化に向けた調査検討委託（令和3年3月）
- ・令和3年度新金貨物線旅客化調査検討委託（令和4年3月）
- ・令和4年度新金線旅客化検討委員会等支援委託（令和5年3月）
- ・令和5年度新金線旅客化検討委員会等支援委託（令和6年3月）
- ・新金線旅客化に係る踏切および交差点の交通量調査（令和6年1月）
- ・令和6年度新金線旅客化検討委員会等支援委託（令和7年3月）
- ・令和7年度新金線旅客化検討業務支援委託（令和8年3月）
- ・その他、必要となる資料

交差部位置図

別紙2



評価基準

表1

評価項目		評価の対象・要求水準
主任 技術者	資格 要件	次に掲げる技術資格の順で評価 ①技術士（建設部門：都市及び地方計画） ②RCCM（都市計画及び地方計画）
	実績 要件	提案募集要項5の(5)に掲げる業務のうち①に携わった実績件数
照査 技術者	資格 要件	次に掲げる技術資格の順で評価 ①技術士（建設部門：道路又は、鋼構造およびコンクリートのいずれか） ②RCCM（道路又は、鋼構造およびコンクリートのいずれか）
	実績 要件	提案募集要項5の(5)に掲げる業務のうち②又は③に携わった実績件数
担当 技術者 1 計画	資格 要件	次に掲げる資格の順で評価 ①技術士（建設部門：都市及び地方計画） ②RCCM（都市計画及び地方計画）
	実績 要件	提案募集要項の5の(5)に掲げる業務のうち①に携わった実績件数
業務 実績 ・ 実施 体制	担当 技術者 2 道路	次に掲げる技術資格の順で評価 ①技術士（建設部門：道路） ②RCCM（道路）
	実績 要件	提案募集要項の5の(5)に掲げる業務のうち②に携わった実績件数
担当 技術者 3 橋梁	資格 要件	次に掲げる技術資格の順で評価 ①技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート） ②RCCM（鋼構造及びコンクリート）
	実績 要件	提案募集要項の5の(5)に掲げる業務のうち③に携わった実績件数
計画 に関する実績		会社等として提案募集要項5の(5)に掲げる業務のうち①に携わった実績件数
道路設計 に関する実績		会社等として提案募集要項5の(5)に掲げる業務のうち②に携わった実績件数
橋梁設計 に関する実績		会社等として提案募集要項5の(5)に掲げる業務のうち③に携わった実績件数

	実施体制	<p>以下に示す①～⑧のうちいずれかの技術資格を有する担当技術者及び補助技術者的人数を評価する。</p> <p>①技術士(建設部門：都市及び地方計画) ②RCCM(都市計画及び地方計画) ③技術士(建設部門：道路) ④RCCM(道路) ⑤技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート) ⑥RCCM(鋼構造及びコンクリート) ⑦技術士(建設部門：鉄道) ⑧RCCM(鉄道)</p>
--	------	--

- ※ 主任技術者、照査技術者及び担当技術者の実績件数については、一人あたり最大 5 件を評価対象とする。
- ※ 各担当技術者において、資格要件、実績要件の評価対象とする者は担当技術者 1 名とする。
- ※ 計画、道路設計及び橋梁設計に関する実績件数については、最大 5 件を評価対象とする。

表 2

評価項目		評価の対象・要求水準
提案書 各論	事業化工程の整理	提案募集要項 9 の(1)について十分な記載がなされているか
	施設計画	
	車両計画	
	運行計画	
	事業計画	
	事業運営手法	
	トータルデザインコンセプトの課題と対応策の検討	提案募集要項 9 の(2)について十分な記載がなされているか
	沿線まちづくりの方策の検討	
	道路予備設計	提案募集要項 9 の(3)について十分な記載がなされているか
	橋梁新設検討	提案募集要項 9 の(4)について十分な記載がなされているか
	追加提案	地形、環境、地域特性などの与条件が適切に考慮され、実現

		性があり、且つ創意工夫がなされた追加提案がされているか
総論	業務理解度・整合性	業務の目的、条件、内容を十分に理解し、複数テーマ間の整合性が取れているか。また、設計、運行計画、都市計画決定、補助金申請などに係る国や東京都、警視庁、JR東日本、バス事業者などの関係機関との協議の方向性が示せているか
	資料の作成能力	資料は簡潔・明晰な表現、誰もが理解できる内容、読みやすい配置・デザインとなっている場合に評価する。

評価項目		評価の視点・要求水準
プレゼンテーション	専門技術力	自らの実績を基にした技術的提案となっていること。
	取り組み姿勢	提案書の順序に沿った説明であり、多工種にわたる業務に対しても主体的に取り組む姿勢が感じられること。
	コミュニケーション力	説明に曖昧な表現がないこと。 平易な表現かつ論理的な説明となっていること。

まちをひとを未来をつなぐ

新金線を活用した 整備構想 新たなかつとシス テム



葛飾区
令和〇年〇月

はじめに

～地域の交通利便性向上と将来にわたるまちの発展に向けて～

高齢社会の進展や脱炭素社会への潮流、コロナ禍を契機とするライフスタイルの変化など、公共交通を取り巻く環境が大きく変化する中、区民の日常生活や社会経済活動を支える地域公共交通の充実は、区の持続的な発展に欠かせない重要な取組です。

区内を南北に走る新金線の資源を活用し、新小岩、金町、高砂といった区内の拠点をつなぐ新たな交通ネットワークの構築は、地域の交通利便性を大きく向上させるとともに、沿線地域における都市機能の創出や人の流れが生み出す地域の活性化など、将来にわたる区の持続的な発展に寄与する重要な役割を果たすものとなります。

本構想では、区内を南北につなぐ新たな交通システムの構築に向けて、区の考え方を示すとともに、今後は、本構想を踏まえ、地域の多様な主体と連携・協働し、実現に向けて取り組んでまいります。



1

これまでの検討経緯

～実現を目指し、複数の整備手法を様々な角度から比較検討～

区では、新小岩と金町をつなぐ新金線を活用した交通ネットワークの構築に向け、長年にわたり様々な検討を行ってきました。

令和4年8月には、実現に向けた具体的な検討を行うため、区や鉄道事業者などの関係機関、学識経験者、行政オブザーバーで構成する新金線旅客化検討委員会を設置しました。同委員会では、複数の整備手法を設定し、それぞれのケースにおける施設計画や運行計画の検討、事業性の確認など専門的な議論を重ね、令和7年1月には、同委員会からの検討結果が区に報告されました。

これまでの検討における整備手法ごとの比較

	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF
整備手法 (導入車両)	貨物線と旅客線で線路を共用 (LRT車両) 	複線用地に旅客用の線路を整備 (LRT車両) 	複線用地に旅客の専用道を整備 (連節車両) 			
	貨物線は従来通り運行 貨物線・旅客線		旅客線(線路) 貨物線		旅客線(専用道) 貨物線	
					全線専用道	専用道+一部一般道
国道6号との交差	旅客線・貨物線ともに高架	平面交差	旅客線のみ高架	平面交差	平面交差	一般道路で平面交差
事業性	・現行補助制度では補助金が少なく、累積資金収支が黒字転換しない ・B/Cは1を上回る		・用地取得や高架化工事により事業費が大きい ・B/Cは1を下回る		・鉄軌道に比べ事業費が小さい ・B/Cは1を上回る	・高架化工事がなく事業費が最も小さい ・B/Cは1を上回る
(利用者数)	約37,000～44,000人/日	約29,000～33,000人/日	約29,000～30,000人/日			
(概算事業費)	約450～800億円	約700～800億円	約320～560億円			
(B/C)	約1.2～1.6	約0.8～0.9	約1.1～1.7			
機能性	・所要時間が最も短い ・貨物車両との行き違いで定時性に多少影響あり		・ケースA Bより所要時間は伸びる ・全線専用線路のため定時性に優れる		・ケースA Bより所要時間は伸びる ・全線専用道のため定時性に優れる	・所要時間が最も長い ・一般道路走行部は他交通の影響を受けやすい
(所要時間)	約17分～21分	約23分～26分	約26分～28分			
(運行本数)	ピーク時：8本/時間 オフピーク時：4本/時間	ピーク時：10本/時間 オフピーク時：6本/時間				
早期実現性	金町駅付近への接続 金町駅付近の既存線路や用地は現在すべて使用されていることから旅客線を高架化する必要があるが、既存線路上への高架橋工事は相当な困難が見込まれ、現時点では実現性の担保が得られていない			駅周辺のまちづくりとも連携しながら駅前広場への接着を検討する必要あり		
	国道6号との交差 旅客線を高架化する場合は国の新宿拡幅事業の進捗に応じて検討する必要があり、平面交差する場合は安全性を確保した交通処理に課題があるなど、現時点では、実現性や実現に要する期間が見込めない			一般道路で既存の道路信号により横断可能		

整備手法ごとに検討結果を比較すると、定時性や速達性といった機能性においては、ケースA～Eが優位であるものの、金町駅付近への接続や国道6号との交差方法など整備上の課題解決には相当程度の期間が見込まれます。

また、事業性においてはケースE・Fが優位、早期実現性においてはケースFが優位となります。

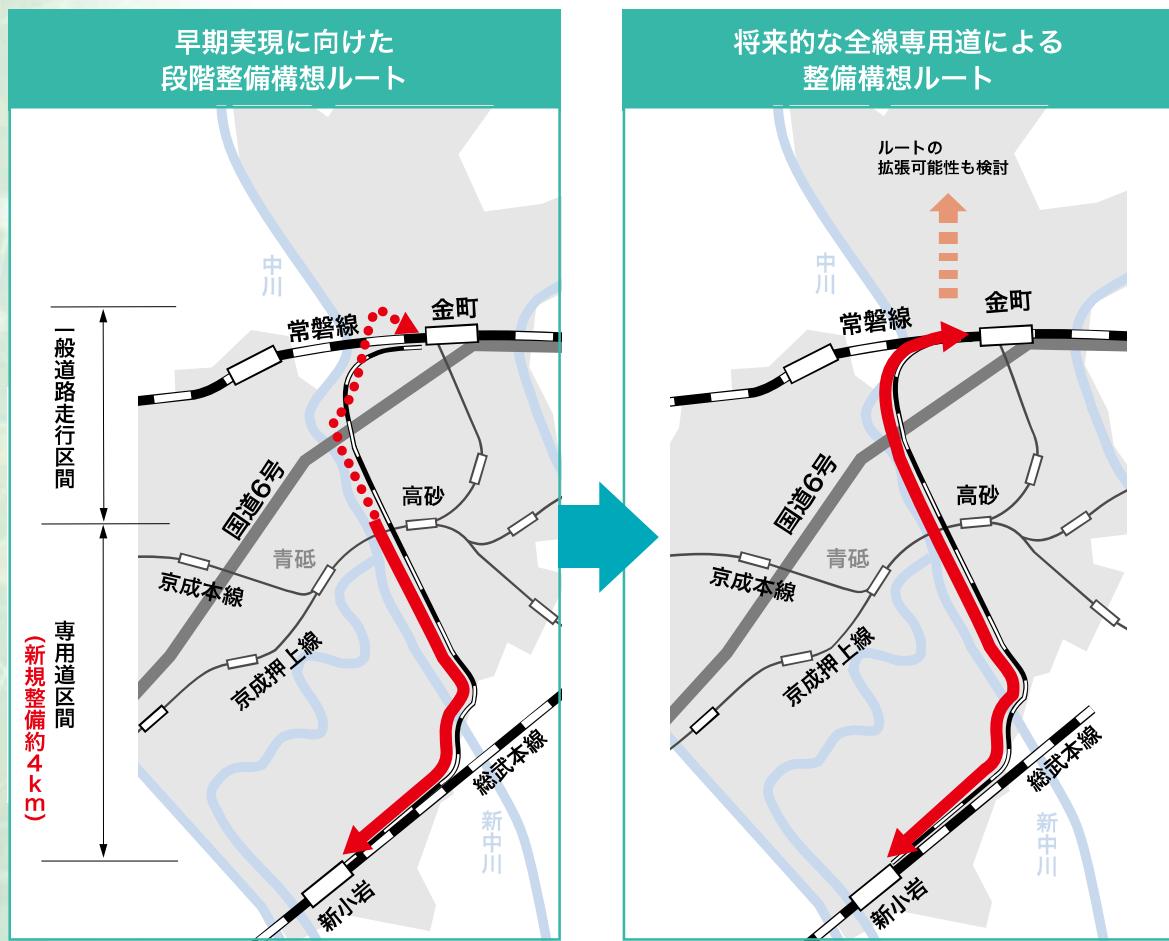
こうした比較検討を踏まえ、持続可能な公共交通機関としての事業性や早期実現性を考慮し、区では今後、**ケースE・Fの整備手法をもとにまちの新たな魅力となる利便性の高い交通ネットワークの構築を目指していきます。**

整備方針

～複線用地に専用道を整備し、新たな交通ネットワークの実現へ～

新小岩、金町、高砂といった区内の拠点を南北につなぐ地域交通ネットワークとして、新金線の複線用地を活用して鉄道施設から独立した専用道を整備し、BRT[※]の手法をもとに、シンボル性のある車両・駅施設、自動運転やクリーンエネルギーの活用などによる新たな交通システムの構築を目指していくこととします。

また、金町駅付近への接続や国道6号との交差等の課題を踏まえ、今後、北側区間は一般道路を走行する段階的な整備について優先的に検討を進め、早期実現に向けて取り組んでいきます。



※BRT (Bus Rapid Transit) とは走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム

目指す交通システム像

～誰もが快適に利用しやすい交通システムの構築に向けて～

新たな地域交通ネットワークとして将来にわたってまちの価値を高め、沿線を中心としたまちづくりや地域の発展へ寄与する持続可能な交通機関となるよう、定時性・速達性の確保に向けた専用道の整備、高頻度の運行、シンボル性のある駅施設や車両、運行管理システムの導入などにより、誰もが快適に利用しやすい新たな交通システムの構築を目指していきます。

○新たな基幹交通としての輸送力

- 多くの人に利用されるよう、需要に対応する輸送力を備えた連節車両を導入
- 通勤通学や買い物など身近な交通手段として利用できる、高頻度の運行計画
ピーク時：10本/時 オフピーク時：6本/時 ※運行計画は現時点での想定です。

○定時性・速達性に優れ、安心して利用できる

- 定時性、速達性に優れ、安心して利用することができるよう、専用道を整備
- 駅施設での事前料金収受や複数ドアによる乗降など、スムーズな運行ができる仕組みを導入
- 定時性、速達性向上に向けた更なる検討

○誰もが快適に利用しやすい

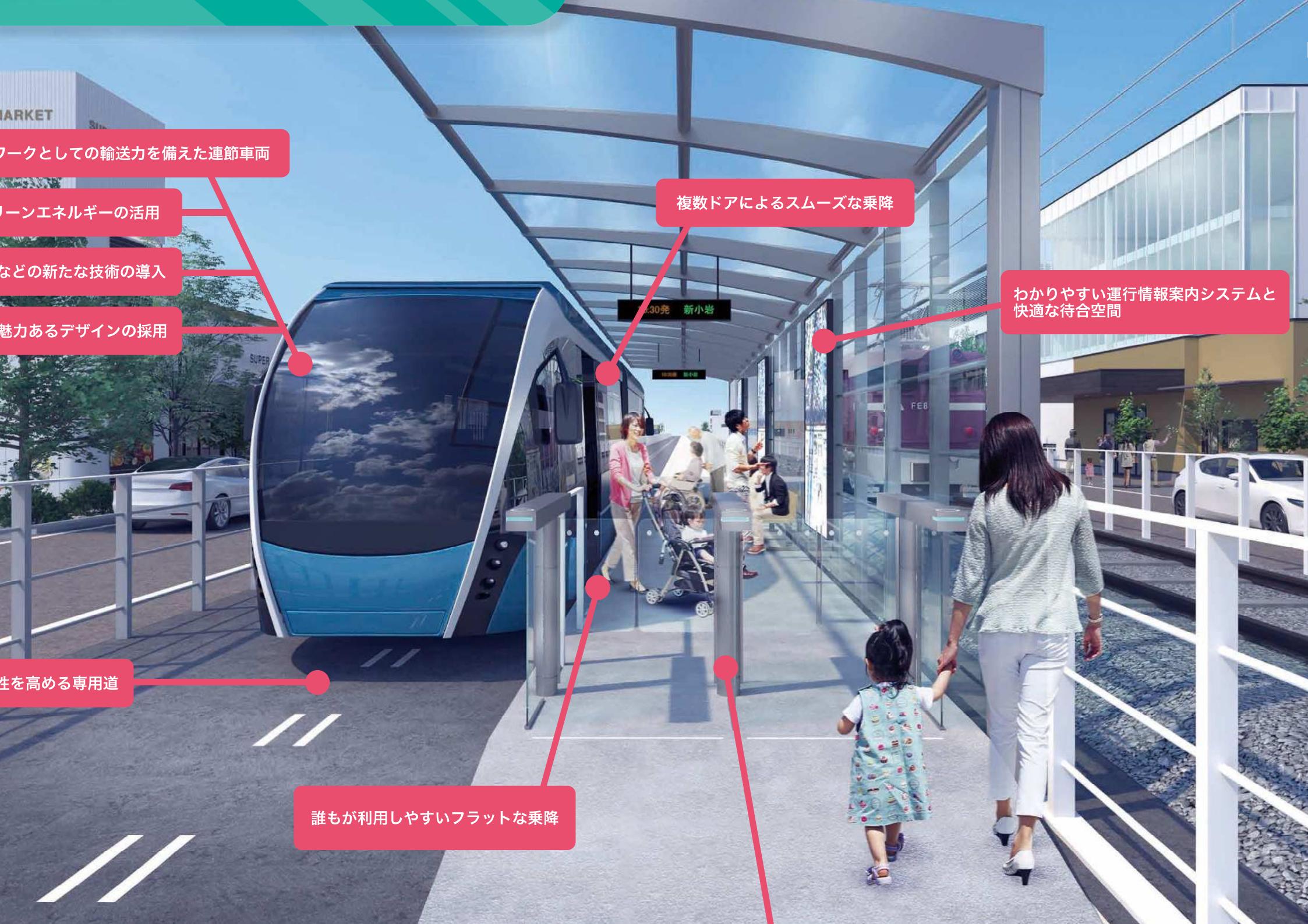
- 歩行空間から駅、駅から車両へスムーズに移動できる誰もが利用しやすい施設
- 運行情報案内システムによるわかりやすい利用案内と快適な待合空間
- 他の交通モードとも連携した利便性の高い交通ネットワーク

○まちの新たなシンボルへ

- 地域に愛される先進的で魅力あるデザインの車両・駅施設

○環境に優しい交通機関・新たな技術の導入

- クリーンエネルギーを動力とした車両を導入
- 自動運転技術など新たな技術の導入を検討



5

整備・運行手法

整備にあたっては、区が専用道や駅、車両などを整備・保有し、民間又は第三セクターが運行や管理を担う「公設型上下分離方式」の採用を前提とし、検討を進めていきます。

営業主体（運行・管理）

民間事業者または第三セクター

駅、車両等の貸付

使用料等の支払い

整備主体（専用道や駅、車両の整備・保有）

葛飾区

6

今後の予定

～事業化に向けた計画策定と早期実現へ～

今後は、本構想に基づき、関係機関との協議・調整を図りながら具体的な調査・検討を行い、走行空間、駅、設備等の具体的な施設計画や運行計画のほか、運営体制や資金計画、スケジュール等を整理し、事業化に向けた計画を策定していきます。また、地域に根差す持続的な交通機関となるよう、事業の進捗に応じて広く区民へ周知し、事業への理解促進に取り組むとともに、他の交通モードと効果的に連携するネットワークの構築や、新たな交通ネットワークを軸としたまちづくりなどについても、地域の多様な主体と連携・協働しながら検討を進め、早期実現を目指していきます。

2026年～

事業化計画策定、測量、予備設計等

2029年～

事業化計画に基づき、順次、詳細設計、運営体制の構築等に着手

2030年代～

事業着手

2030年代後半頃の段階整備による開通を目指し、事業化を推進

新金線を活用した新たな交通システム整備構想

令和〇年〇月

発行 葛飾区 都市整備部 交通政策課 新金線旅客化担当係

この冊子は、印刷用の紙ヘリサイクルできます。

